平成２９年（フ）第３１６号
福岡県中間市池田１丁目20番３－403号
債務者　亀村　　登
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３６２号
北九州市八幡東区末広町８番10号（コーポ末広101号）
債務者　内川　嘉康
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３６３号
北九州市八幡東区末広町８番10号（コーポ末広101号）
債務者　内川　麻美（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３６５号
福岡県中間市松ヶ岡５番17―106号
債務者　植村　信子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３９０号
北九州市若松区二島２丁目２番26―201号
債務者　河原　千夏
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５０号
福岡県豊前市大字荒堀379番地１
債務者　松山さざえ
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第７６７号
埼玉県和光市白子２丁目３番63号　サンヒルズ303
債務者　石井　俊行
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８３７号
さいたま市南区四谷３丁目15番８－103号
債務者　須賀　善雄
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８３８号
さいたま市南区四谷３丁目15番８－103号
債務者　須賀　伴子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
埼玉県行田市大字和田373番地２
債務者　江袋　浩一
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１８５号
埼玉県東松山市沢口町32番地20　あるゾウパレスＳ　Ｂ202、旧住所埼玉県東松山市大字松山2488番地80
債務者　橘和クラウデオ　マサユキこと　ＫＩＴＳＵＷＡ　ＣＬＡＵＤＩＯ　ＭＡＳＡＹＵＫＩ
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１９１号
埼玉県本庄市日の出２丁目５番22号　県営本庄北諏訪団地１号棟401
債務者　野邉　孝子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６７１号
さいたま市岩槻区大字黒谷2173番地
債務者　田中　由美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９３号
さいたま市見沼区東大宮６丁目35番地３　川田荘203
債務者　清野　理惠
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７０１号
埼玉県川口市芝富士１丁目８番９号
債務者　明石　慶太
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
埼玉県東松山市元宿１丁目35番地８　ペガサスⅠ－103
債務者　鈴木　佑介
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１８４号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪15番地７　ハイムサンロード森林公園103
債務者　安藤　和枝
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部